

23消安第1893号
平成23年6月24日

北陸農政局長 殿

消費・安全局長

汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により、下水汚泥等に相当程度の放射性物質が検出されている。
- 2 6月3日、原子力安全委員会から、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」が示された。
- 3 さらに、同月16日には、原子力災害対策本部から「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、上下水道や集落排水の汚泥について、
 - ① 放射性セシウム濃度に応じた埋立・保管等のルールが定められるとともに、
 - ② 汚泥を製品の原料として利用する際には、関係府省が安全性を評価した上で利用しても良いとするなどの上下水処理等副次産物（汚泥）の具体的な取扱いが示されたところである。
- 4 汚泥肥料については、下水汚泥等の一部がその原料として利用されている実態があることから、放射性物質が含まれる下水汚泥等を肥料原料として利用する際には、適切な管理措置を講ずる必要がある。
- 5 以上を踏まえ、肥料原料として利用される下水汚泥等のうち、放射性物質が検出されたものの取扱いについて別添のとおりとりまとめたので、御了知の上、貴局管内の対象都県（注）に対して、適切な指導及び助言を行われたい。また、それ以外の県に対しては参考として周知するとともに、汚泥の放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg を超

えた場合には、本通知の対象地域となる旨を注意喚起ありたい。

(注) 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の 16 都県

【別添参考資料】

(参考 1) 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」(6月3日、原子力安全委員会)

(参考 2) 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(6月16日、原子力災害対策本部)

(参考 3) 「肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて」

(参考 4) 「放射性物質を含む肥料原料(汚泥)の取扱い」

(参考 5) 「下水汚泥・浄水汚泥・集落排水汚泥の埋立・保管等の取扱いについて」

別添

1 汚泥肥料等の定義

- (1) 汚泥肥料とは、肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）に定める下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料をいう。
- (2) 原料汚泥とは、(1) の汚泥肥料の原料となる汚泥をいい、焼成汚泥については焼成した汚泥を指し、それ以外については脱水した汚泥を指す。

2 原料汚泥に含まれる放射性物質の基準

(1) 原則

原料汚泥中の放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計量をいう。以下同じ。）濃度が 200 Bq/kg 以下である汚泥肥料は、流通させて差し支えないものとする。

(2) 平成 24 年度末までの特例措置

し尿の収集及び排水の集水が行われる地域内においてのみ、当該地域由来の原料汚泥を利用した汚泥肥料を施用することが確実な場合においては、平成 25 年 3 月末までの間、原料汚泥中の放射性セシウム濃度が、

- ① 当該地域内の農地土壌の放射性セシウム濃度より低く、かつ
- ② 1,000 Bq/kg 以下である場合に限り

当該地域内において、当該原料汚泥を利用した汚泥肥料を流通させて差し支えないものとする。

3 対象となる原料汚泥の排出事業者の地域

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

4 帳簿の管理

(1) 原料汚泥の管理

原料汚泥の排出事業者及び汚泥肥料の生産業者は、原料汚泥の引渡し及び引受けをしたときは、それぞれ原料汚泥について下記に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。

なお、原料汚泥の排出事業者にあつては、汚泥の引渡しに際して産業廃棄物管理票（マニフェスト）等に放射性セシウム濃度を記載すること。

- ① 原料汚泥の種類
- ② 引渡し又は引受けされた汚泥の用途
- ③ 引渡し又は引受けの年月日
- ④ 引渡し又は引受けの相手方事業者の名称、住所及び電話番号
- ⑤ 引渡し又は引受けの数量
- ⑥ 引渡し又は引受けのあった原料汚泥の放射性セシウム濃度

(2) 汚泥肥料の管理

汚泥肥料の生産業者が汚泥肥料を引渡ししたときは、当該生産業者は、以下に掲げる事項について記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。

- ① 汚泥肥料の名称及び登録番号
- ② 引渡しの年月日
- ③ 引渡しの相手方の氏名（法人の場合にあっては事業者の名称）、住所及び電話番号
- ④ 引渡しの数量
- ⑤ 引き渡した汚泥肥料に利用されている原料汚泥の放射性セシウム濃度
- ⑥ ⑤の放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg を超える場合にあっては、施用される地域及び当該地域内の農地の放射性セシウム濃度

5 地方農政局等への報告

原料汚泥の排出事業者にあつては、4の(1)により作成した帳簿の写しを、汚泥肥料の生産業者のうち2の(2)の特例措置を利用する者にあつては、4の(2)により作成した帳簿の写しを、それぞれ、月別にとりまとめ、翌月の10日までに、その所在地を管轄する地方農政局又は地方農政事務所宛て提出すること。

地方農政局消費・安全部長及び地方農政事務所消費・安全部長は、当該報告の内容について月別にとりまとめの上、農林水産省消費・安全局農産安全管理課宛て（地方農政事務所消費・安全部長にあつては所属する地方農政局を經由して）送付すること。

肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて

平成23年6月24日
農林水産省 消費・安全局

1 経緯

(1) 6月16日、原子力災害対策本部は、公共下水道汚泥や集落排水汚泥などの処理について、以下の方針を決定。当省から関係県の農業担当部局に通知。

①放射性セシウム濃度に応じた、埋立・保管等のルールを決めるとともに、

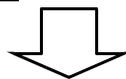
- ・ 10万 Bq/kg超：放射線を遮蔽出来る施設での保管
- ・ 10万 Bq/kg～8千 Bq/kg：仮置、または安全性を個別に評価して埋立処分
- ・ 8千 Bq/kg以下：跡地を居住等の用途にしないこととした上で、埋立処分

②汚泥を製品として利用する際には、関係府省が安全性を評価した上で利用しても良いことなどの方針を決定

(2) 本日付で消費・安全局長から、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」を発出。

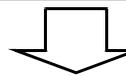
2 汚泥を肥料利用する場合の取扱い方針

(1) 公共下水道汚泥などを用いた汚泥肥料は、広範囲に流通するため、(肥料原料となる汚泥を管理し、) 非汚染農地への放射性物質の拡散を防止する必要。



汚泥中の放射性セシウム濃度が200 Bq/kg以下は肥料原料としての利用を認める

(2) 集落排水などを用いた汚泥肥料は、地域内流通のため製品自体を管理しやすく、また、農地土壌より汚泥の放射性物質の濃度が低ければ農地土壌の濃度は上がらないため、特例を措置(2年間)。



汚泥中の放射性セシウム濃度が①農地土壌の濃度より低くかつ、②1,000 Bq/kg (注) 以下は肥料原料としての地域内利用を認める

(注) クリアランスレベル (10 μ Sv/年) を下回る値

放射性物質を含む肥料原料(汚泥)の取扱い

自主管理(罰則なし)

放射性物質の広域拡散の防止

【公共下水道汚泥など】

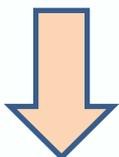
- 汚泥肥料の流通は広範囲で、管理がしにくい
- 処理下水量が多く、汚泥中の放射性物質の濃度が集落排水汚泥などより高くなりやすい
- 非汚染農地に放射性物質が拡散するおそれ



汚泥中の放射性セシウム濃度が
200 Bq/kg以下か

〔非汚染農地(事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の平均値20 Bq/kg)に長期施用(農地10 a(土壌150 t)当たり、汚泥4 t投入)しても、事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃度範囲(上限の切下げ値100 Bq/kg)に収まる水準〕

はい



汚泥肥料の
広域流通可

いいえ



汚泥肥料の
流通を認めない

〔原子力災害対策本部が示した方法に従い適切に埋立等を行う。〕

放射性物質の自然低減の遅滞の防止

【集落排水汚泥など】

- 管理者自らが生産・販売しており、また、地域内流通が基本であるため、流通を管理しやすい
- 投入先の農地土壌の放射性セシウム濃度が高ければ、ある程度汚染された汚泥を投入してもセシウム濃度は上がらない



汚泥中の放射性セシウム濃度が①農地土壌よりも低くかつ②1,000 Bq/kg以下か

- 〔①農地土壌の放射性セシウム濃度を上昇させない。
②施肥作業時の外部被ばくが、廃棄物再利用のクリアランスレベル(10 μSv/年。本年6月3日 原子力安全委員会決定)を下回る水準〕

はい



特例措置

汚泥肥料の地域内利用可(2年間)

〔汚泥の放射性セシウム濃度は、今後、新たな降下や流入がなければ著しい低下が予想される。農地土壌の負荷をできる限り抑えるため、2年後に自主管理の方法を見直す。〕

以上の自主管理ルールが遵守されているかを監視し、仮に、遵守されていない場合は、肥料取締法に基づき特定普通肥料としての規制(罰則あり)を検討